

大阪広域環境施設組合事務分掌規則

平成26年11月25日規則第4号

最近改正：令和5年3月30日規則第1号

(事務局の内部組織)

第1条 大阪広域環境施設組合組織条例第1条に掲げる事務局の内部組織は次のとおりとする。

総務部

総務課

経理課

施設部

施設管理課

建設企画課

(職等の設置)

第2条 部に部長、課に課長を置く。

2 別表に定めるところにより、部に担当課長を置く。

3 課に担当係長を置き、特に必要があるときは、課長代理、担当課長代理又は副参事を置く。

4 担当課長代理の職名には、管理者が定める所管事務を冠するものとする。

(職務)

第3条 事務局長、部長、課長、担当課長、課長代理、担当課長代理、副参事及び担当係長は、おのおの上司の命を受けて、所管の事務を掌理し、所属員を指揮監督する。

2 所属員の配置及び事務分担は、事務局長又はその委任を受けた者が定める。

第4条 事務局長に事故ある時又は事務局長が欠けた時は、総務部長がその職務を行う。

2 部長に事故ある時又は部長が欠けた時は、主管課長がその職務を行う。

3 課長に事故ある時又は課長が欠けた時は、主管課長代理がその職務を行う。

ただし、課長代理が置かれていない時は、その都度事務局長が定める者がその職務を行う。

(事務分掌)

第5条 事務分掌は、次のとおりとする。

総務部

総務課

- (1) 組合の業務に関する総合的企画、調査、連絡調整、統計及び資料の収集整備に関すること。
- (2) 組合の業務の進行管理及び事務改善に関すること。
- (3) 組合の業務の普及及び広報に関すること。
- (4) 庁舎の管理に関すること。
- (5) 文書の審査、管理、公印に関すること。
- (6) 条例、規則その他の規程の審査に関すること。
- (7) 議会に関すること。
- (8) 訴訟及び不服申し立てに関すること。
- (9) 事故の処理並びに自動車に係る保険の契約及び保険金の請求に関すること。
- (10) 情報化に係る総合的企画及び推進に関すること。
- (11) 電子計算機及び通信ネットワークの整備及び管理運営に関すること。
- (12) 情報公開制度及び個人情報保護制度に関すること。
- (13) 運営協議会に関すること。
- (14) 公金取扱契約に関すること。
- (15) 組合の人事に関すること。
- (16) 職員の任免、分限、懲戒、配置その他の人事に関すること。
- (17) 職員の勤務条件に関すること。
- (18) 職員の人事、給与制度の企画、調査、研究に関すること。
- (19) 職制及び職員の定数管理に関すること。

- (20) 職員の被服貸与に関する事。
- (21) 職員の福利厚生に関する事。
- (22) 職員の安全、衛生管理、災害補償その他職員の厚生に関する事。
- (23) 職員の給与の執行管理に関する事。
- (24) 職員の人事及び厚生に係る事務の集中処理に関する事。
- (25) 職員の競争試験及び選考並びに臨時的任用に関する事。
- (26) 人事記録の管理に関する事。
- (27) 職員の苦情処理に関する事。
- (28) 研修計画の策定及び実施に関する事。
- (29) 職員の研修及び勤務成績の評定に関する事。
- (30) 派遣元等との人事、給与、労務及び研修に係る連絡調整に関する事。
- (31) 他の課の主管に属さない事。

経理課

- (1) 予算の編成及び執行管理並びに決算の報告に関する事。
- (2) 公債に関する事。
- (3) 資金の計画及び基金の運用に関する事。
- (4) 定期監査、決算審査その他監査の受検に関する事。
- (5) 工事その他請負、物品の購買等契約の締結に関する事。
- (6) 不動産を除く物件の買入れ、売り払い及び借入契約の締結並びに業務委託の入札に関する事。
- (7) 入札参加資格の審査に関する事。
- (8) 公有財産の調査及び管理並びに公有財産台帳の管理に関する事。
- (9) 普通財産の管理転用及び処分に関する事。
- (10) 不動産の交換及び寄付收受に関する事。
- (11) 不動産の取得（借入を含む。）並びに地上物件の移転及び補償に関する事。

施設部

施設管理課

- (1) 一般廃棄物処理計画に関する事。
- (2) 一般廃棄物等の適正処理の指導に関する事。
- (3) ごみ処理施設の管理運営及びこれに附帯する事務に関する事。
- (4) 埋立処分地の造成及び管理運営に関する事。

建設企画課

- (1) ごみ処理施設の建設に関する事。
- (2) 廃棄物処理の技術開発に関する事。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年4月1日規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年7月23日規則第1号）

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和5年3月30日規則第1号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

所属名	名称	人員
施設部	工場建設担当課長	名 1